

新型コロナウイルス感染症の影響により保育料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当な減少があった方は、
最長1年間、認可保育所保育料の納付を猶予・分割納付できることとなりました。

1 対象者

次の(1)及び(2)の要件の両方を満たす令和2年4月1日時点で2歳まで（平成29年4月2日以降生まれ）のお子さんの保護者の方が対象となります。
(令和2年4月1日時点で3歳以上のお子さんの保育料は無償です。)

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、保護者等の事業・給与等の収入の合計が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- (2) 納期限までに一括で納付することが困難であること

2 対象となる保育料

令和2年7月分から令和3年3月分までの保育料（1か月単位）

3 納付猶予・分割納付の内容

当初の保育料の納期限より最長1年間、保育料の納付を猶予
(猶予期間内に納付していただければ、延滞金はかかりません。)

※猶予期間中は、納付計画によっては、口座振替はできず、金融機関窓口で納付書により納付いただくことがありますので、ご了承ください。

猶予・分割納付を希望される方は、まずは、お電話でご相談ください。

<問合せ> 電話 06-6208-8103

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課（保育料収納担当）

受付時間：月曜から金曜（祝日除く）9時から16時30分

《申請期限》

- ・納付の猶予を受けようとする月の保育料の納期限（口座振替日）の1か月前まで（ただし、令和2年7月分（令和2年10月5日納期限）令和2年8月分保育料（令和2年11月5日納期限）については、令和2年10月12日（月）まで）に、「徴収（納付）猶予申請書」を大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課に提出してください。（詳細期日は裏面参照）

《申請先》大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課（保育料担当）

住所 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階

なお、令和2年度市民税を減免された方は、保育料を軽減できますので、お住まいの区の保健福祉センターへお問い合わせください。

《申請期限》

保育実施月	申請期限	納期限（口座振替日）	備考
令和2年7月分	令和2年10月12日（月）	令和2年10月5日（月）	児童手当支払日
令和2年8月分	令和2年10月12日（月）	令和2年11月5日（木）	
令和2年9月分	令和2年11月9日（月）	令和2年12月7日（月）	
令和2年10月分	令和2年12月7日（月）	令和3年1月5日（火）	
令和2年11月分	令和3年1月5日（火）	令和3年2月5日（金）	児童手当支払日
令和2年12月分	令和3年1月5日（火）	令和3年2月5日（金）	
令和3年1月分	令和3年2月5日（金）	令和3年3月5日（金）	
令和3年2月分	令和3年3月5日（金）	令和3年4月5日（月）	
令和3年3月分	令和3年4月5日（月）	令和3年5月6日（木）	

※ 猶予期限は、各月の納期限（口座振替日）より最長1年間となります。

《納付^{ゆうよ}猶予・分割納付の方法》

- 例1) 令和2年8月分(令和2年11月5日納期限)について、保育料(月額39,400円)を支払うのは困難だが20,000円は支払える場合⇒11月5日までに20,000円を納付し、児童手当の支払月である令和3年6月に19,400円を納付する(分割納付)。
- 例2) 令和2年11月分を令和3年2月5日に支払うのは可能だが、同時に12月分を支払うのは困難な場合⇒令和2年12月分を児童手当の支払月である令和3年6月と令和3年10月に分けて納付する(分割納付)。
- 例3) 令和2年8月分から令和3年3月分までの保育料(月額61,700円)全て半額(30,000円)しか支払えない場合：(31,700円×8月=253,600円)について、児童手当の支払月である令和3年6月、10月、令和4年2月に60,000円ずつ、令和3年4月～12月までの児童手当支給月以外は10,000円、令和4年1月に3,600円に分けて納付する(分割納付)。

＜問合せ及び提出先＞

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課（保育料収納担当）
住所 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階
電話 06-6208-8103